

別表 1

ICTオフィス立地促進事業（運営費補助）						
事業主体	補助対象事業者	補助対象事業所	事業の内容及び補助対象経費	補助金の交付の条件	補助の期間	補助事業者に対する補助率及び補助金の交付額等
事業者	<p>福島県内において、新たに事業所を設置し、継続的に事業活動を行うことが見込まれる個人事業者又は法人(資本系列関係にある法人を含む。)であること。</p> <p>ただし、個人事業者にあつては、過去3年間の平均所得が600万円以上あるか、600万円以上の年間所得が見込まれる者とする。</p> <p>事業者は、福島県の基本計画に基づく地域経済牽引事業計画の承認を受けていること。</p>	<p>1 日本標準産業分類(平成25年総務省告示第405号)に掲げる「中分類39-情報サービス業」の用に供される施設</p> <p>2 日本標準産業分類(平成25年総務省告示第405号)に掲げる「中分類40-インターネット附随サービス業」の用に供される施設</p> <p>3 日本標準産業分類「中分類41-映像・音声・文字情報制作業」を営む者がデジタルコンテンツを制作する施設又は知事が特に認める施設</p>	<p>1 事業の内容 ICT関連産業の集積を図るため、県内にICT事業所を新たに設置する事業者に対し補助対象経費の一部を補助する事業</p> <p>2 補助対象経費 事業所の運営に必要な経費のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 通信費 固定・携帯電話、ファックス、インターネット及びレンタルサーバー等の利用料金</p> <p>(2) 地代家賃 地代、家賃、業務用月極駐車場代</p> <p>(3) 賃借料 各種事務機器及び知事が特に認める機械装置又は車両運搬具のリース・レンタル代</p> <p>※その他、知事が特に認める運営費用</p>	<p>1 事業活動の継続性 事業活動を継続して5年以上行うことが見込まれる事業所にかかるとのこと。</p> <p>2 新規地元雇用者 採用日の前日に県内に住所を有していた者を事業所の常用労働者として補助事業者が原則として1名以上雇用するものであること。</p> <p>なお、事業所に勤務するため、県内に移転し、住民票を県内に移した補助対象企業が直接雇用する常用労働者を含むものとする。</p>	<p>3年以内 (事業所の操業開始日の属する年度から翌々年度までの3年を限度とする。)</p>	<p>1 補助率 補助対象経費の2分の1以内</p> <p>2 補助額 事業所毎に補助対象経費に対応する年度毎の補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てる。)の合計額の範囲内で知事が定める額</p> <p>3 補助限度額 各年度につき、補助対象事業者毎に100万円を限度とする。</p>

○常用労働者とは、雇用保険法(昭和49年法律第116号)第4条第1項に規定する被保険者であり、かつ、引き続き雇用される者をいう。ただし、週所定労働時間が30時間未満である者は除く。

別表 2

ふくしま ICT オフィス立地促進事業（初期費用補助）						
事業主体	補助対象事業者	補助対象事業所	事業の内容及び 間接補助対象経費	間接補助金の交付の条件	補助の期間	間接補助事業者に対する 補助率及び補助金の交付額等
事業者	<p>福島県内において、新たに事業所を設置し、継続的に事業活動を行うことが見込まれる個人事業者又は法人(資本系関係にある法人を含む。)であること。</p> <p>ただし、個人事業者にあつては、過去3年間の平均所得が600万円以上あるか、600万円以上の年間所得が見込まれる者とする。</p> <p>事業者は、福島県の基本計画に基づく地域経済牽引事業計画の承認を受けていること。</p>	<p>1 日本標準産業分類(平成25年総務省告示第405号)に掲げる「中分類39—情報サービス業」の用に供される施設</p> <p>2 日本標準産業分類(平成25年総務省告示第405号)に掲げる「中分類40—インターネット附随サービス業」の用に供される施設</p> <p>3 日本標準産業分類「中分類41—映像・音声・文字情報制作業」を営む者がデジタルコンテンツを制作する施設又は知事が特に認める施設</p>	<p>1 事業の内容 ICT関連産業の集積を図るため、県内にICT関連事業所を新たに設置する事業者に対し補助対象経費の一部を補助する事業</p> <p>2 補助対象経費 事業所の設置にあたり必要となる初期費用のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 改装費 空き店舗、空き校舎等をオフィスとして使用するために必要となる内装工事等</p> <p>(2) 設備費 セキュリティ対策設備、TV会議設備等</p> <p>(3) 備品購入費 新規雇用者用オフィス什器、PC等</p> <p>※その他、知事が特に認める 初期費用</p>	<p>1 事業活動の継続性 事業活動を継続して5年以上行うことが見込まれる事業所にかかものであること。</p> <p>2 新規地元雇用者 採用日の前日に県内に住所を有していた者を事業所の常用労働者として補助事業者が原則として1名以上雇用するものであること。 なお、事業所に勤務するため、県内に移転し、住民票を県内に移した補助対象企業が直接雇用する常用労働者を含むものとする。</p>	1年以内 (単年度補助)	<p>1 補助率 補助対象経費の2分の1以内</p> <p>2 補助額 事業所毎に補助対象経費に対応する年度毎の補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てる。)の合計額の範囲内で知事が定める額</p> <p>3 補助限度額 補助対象事業者毎に1回(こ)限り300万円を限度とする。 ただし、本社機能(研究・総務・経理部門)移転の場合は、500万円を限度とする。</p>

○常用労働者とは、雇用保険法(昭和49年法律第116号)第4条第1項に規定する被保険者であり、かつ、引き続き雇用される者をいう。ただし、週所定労働時間が30時間未満である者は除く。